



平成 25 年 4 月 2 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐光 正義  
コード番号 3880 東証第一部  
問 合 せ 先 執行役員 総務本部長 林 賢二郎  
TEL 03-3271-1442

### 第三者に対する検証の委嘱に関するお知らせ

当社は、北越紀州製紙株式会社（以下「北越紀州製紙」といいます。）から、同社の平成 25 年 2 月 14 日付「大王製紙に対する特別調査委員会設置等の要請に関するお知らせ」により、以下の事項について第三者による特別調査委員会による調査等の要請を受けました。

- ① 当社の関連会社である川崎紙運輸株式会社（以下「川崎紙運輸」といいます。）による北越紀州製紙株式の買付け（以下「本件買付け」といいます。）
- ② 平成 24 年度第 3 四半期連結会計期間における海外関連会社の投融資の損失処理（以下「本件損失処理」といいます。）
- ③ 当社における会計処理などを内容とする内部告発（以下「本件告発」といいます。）

北越紀州製紙からの上記の要請に対しましては、当社は、同日付「北越紀州製紙の特別調査委員会設置要請に対する回答のお知らせ」（以下「2 月 14 日付当社リリース」といいます。）において、本件買付けについては社内調査及び弁護士による調査の結果、違法性がないことが確認されていること、並びに本件損失処理については当社の監査法人にも確認のうえ会計基準に則って適正に行ったものであること、及び本件告発については告発された内容の大半が告発者の私見又は憶測による事実の裏付けのないものであることが確認されていること等から、社外取締役及び社外監査役を含む全ての役員の同意に基づき、多額の費用をかけて屋上屋を架す特別調査委員会の設置は必要ないと判断している旨を公表するとともに、ガバナンス及びコンプライアンス体制の改善につきましては、外部委員が過半数を占める企業統治改革委員会<sup>(※)</sup>によって対応していく旨を公表しました。

しかしながら、当社は、その後も、北越紀州製紙から、同社が公表した平成 25 年 2 月 26 日付「大王製紙が公表した『当社持分法非適用関連会社のガバナンスについて』について」、及び平成 25 年 3 月 18 日付「特別調査委員会設置再要請等に関するお知らせ」のとおりに、特別調査委員会の設置等の要請を受けております。

当社としましては、2 月 14 日付当社リリースにおいてお知らせしました上記の理由により、現時点におきましても、特別調査委員会の設置は必要ないと判断しております。

とりわけ、本件買付けにつきましては、北越紀州製紙が主張するように外形上インサイダーと疑われかねないとして公に調査を実施することは、違法性がないという弁護士の見解にもかかわらず、十分な根拠もなく川崎紙運輸の関係者に犯罪の嫌疑があると公表するに等しく、川崎紙運輸の関係者の人権を著しく侵害するものであって不相当であると考えております。ただ、他方で、北越紀州製紙から特別調査委員会の設置等に関する要請が繰り返し公表されることは、当社の企業価値を毀損し、ステークホルダーの利益を害することになります。また、既に、本件買付けについてインサイダー取引の疑いがあるとの報道がなされてしまっていることからすると、本件買付けが適法であることをあらためて客観的に検証することは、川崎紙運輸の関係者の名誉の回復のためにも有効であるかとの考えもあり得ます。そこで、こうした状況について平成 25 年 3 月 29 日開催の企業統治改革委員会において審議した結果、企業統治改革委員会が委嘱する当社と利害関係のない第三者により外部委員会（以下「外部委員会」といいます。）を構成して、本件買付け、及び本件損失処理、本件告発に関する当社の調査の結果を検証し、当社による調査が適切に行われたか、及びその調査結果が相当であるかをあらためて客観的に確認することといたしました。しかしながら、本件買付けに関する調査の検証の実施・公表については、川崎紙運輸の関係者の人権に配慮しなければならないことから、川崎紙運輸の同意を得られることが実施・公表の条件とされていまして、本日、同社から検証の実施・公表について同意が得られましたので、本件買付けに係る調査について、外部委員会による検証を実施することをお知らせするとともに、本件損失処理及び本件告発についても外部委員会による検証を実施することをお知らせいたします。なお、このような外部委員会による検証を実施することについては、社外取締役及び社外監査役を含む全ての役員が同意しております。

(※)平成 23 年 10 月に、当社は、ガバナンス及びコンプライアンスの強化・改善を目的に、企業統治改革委員会を設置しました。同会は、取締役会の諮問機関として位置付けられており、現在の構成メンバーは、外部公認会計士及び弁護士等の社外有識者が過半数を占めております。

## 記

### 1 外部委員会設置の趣旨

本件買付け、及び本件損失処理、本件告発についての当社による調査（本件買付けについての当社による調査には当社の弁護士による調査を含みます。以下同様です。）が適切に行われたか、及びその調査結果が相当であるかをあらためて客観的に確認するため、企業統治改革委員会が委嘱する当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される外部委員会を設置することといたしました。

## 2 外部委員会の目的

本件買付け、及び本件損失処理、本件告発についての当社による調査が適切に行われたか、及びその調査結果が相当であるかについて、当社と利害関係を有しない立場から客観的に検証し、当社による調査及びその調査結果に不適切又は不相当な点があれば、外部委員会の判断により、追加又は補充の調査を実施し、事実関係等を解明します。

なお、本件買付けについての当社による調査の検証には、本件買付けの目的、及び本件買付けのための資金の調達方法の確認を含みます。

## 3 外部委員会の構成

本件買付けは株式取得の適法性に関する事項であり、他方、本件損失処理及び本件告発は主として会計処理の当否に関する事項であって、それぞれの検証に要する知見が異なることから、本件買付けに関する当社の調査を検証する外部委員会（第1外部委員会）と、本件損失処理及び本件告発に関する当社の調査を検証する外部委員会（第2外部委員会）を別に設置します。

それぞれの外部委員会の委員は、別紙に記載のとおりです。なお、当社の調査の検証はすべてのステークホルダーの利害に関する事項であることから、委員はすべて、北越紀州製紙その他の特定のステークホルダーの推薦による者ではありません。

## 4 外部委員会の検証結果等の開示

外部委員会の検証の結果等につきましては、速やかな適時開示を行ってまいります。

以上

## 第1 外部委員会の委員4名（本件買付けに関する当社の調査を検証）

(敬称略、順不同)

	氏名	略歴
委員長	河内 悠紀 (弁護士)	昭和41年4月 検事任官 東京地方検察庁検事 平成5年9月 盛岡地方検察庁検事正 平成6年11月 公安調査庁次長 平成9年4月 京都地方検察庁検事正 平成10年7月 法務総合研究所長 平成11年12月 仙台高等検察庁検事長 平成13年11月 名古屋高等検察庁検事長 平成14年6月 大阪高等検察庁検事長 平成15年2月 同 退官 平成15年3月 弁護士登録 平成15年12月 ㈱足利銀行の役員を歴任 ～20年6月 平成24年2月 ㈱東日本大震災事業者再生支援機構 社外監査役
委員	五十嵐 紀男 (弁護士)	昭和41年4月 検事任官 東京地方検察庁検事 以後、司法研修所教官、東京地検特捜部長、 最高検察庁検事、大分・宇都宮・千葉・横浜各 地方検察庁検事正 等を歴任 平成11年12月 同 退官 平成12年5月 公証人（八重洲公証役場） 平成22年5月 同 退官 山田・尾崎法律事務所に客員弁護士として登録

<p>委員</p>	<p>たかべ みちひこ 高部 道彦 (弁護士)</p>	<p>昭和 56 年 4 月 検事任官 東京地方検察庁検事 平成 2 年 7 月 在連合王国日本国大使館一等書記官 平成 9 年 4 月 法務総合研究所教官 平成 10 年 4 月 法務省刑事局参事官 平成 12 年 4 月 福島地方検察庁次席検事 平成 13 年 4 月 法務省人権擁護局総務課長 平成 15 年 3 月 検事 退官 平成 15 年 4 月 弁護士登録 平成 15 年 4 月 成蹊大学法科大学院教授 (刑事法担当) 平成 16 年 2 月 (株)足利銀行 内部調査委員会委員 平成 16 年 4 月 カネボウ(株) 経営浄化調査委員会委員 平成 18 年 4 月 法務省・日本司法支援センター評価委員会委員 平成 21 年 4 月 総務省・退職手当恩給審査会委員</p>
<p>委員</p>	<p>うざわ あゆみ 宇澤 亜弓 ( 公認会計士 公認不正検査士 )</p>	<p>平成 2 年 10 月 朝日新和会計社 (現 あずさ監査法人) 入所 平成 6 年 8 月 公認会計士登録 平成 7 年 8 月 監査法人トーマツ入所 平成 11 年 4 月 警視庁刑事部捜査第二課 (財務捜査官・警部) 平成 16 年 11 月 証券取引等監視委員会事務局特別調査課 (証券取引特別調査官) 平成 20 年 1 月 同 (主任証券取引特別調査官) 平成 21 年 4 月 同 (証券取引特別調査官兼開示特別調査統括官) 平成 23 年 3 月 公認会計士宇澤事務所 開設 平成 23 年 7 月 最高検察庁金融証券専門委員会参与 (現任) 公認不正検査士登録 平成 24 年 6 月 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事 (現任)</p>

第2 外部委員会の委員3名（本件損失処理及び本件告発に関する当社の調査を検証）

（敬称略、順不同）

	氏名 ふり がな 氏 名	略 歴	
委員長	かんざわ ちから 軒澤 力  〔 公認会計士 税理士 〕	昭和 45 年  昭和 51 年 昭和 56 年 昭和 63 年  平成 16 年 平成 17 年 平成 20 年	公認会計士登録 軒澤公認会計士事務所 設立 武蔵監査法人(現 新日本監査法人) 入所 武蔵監査法人(現 新日本監査法人) 代表社員 ㈱エイ・ジュー・エス・コンサルティング 設立、代表取締役就任 センチュリー監査法人(現 新日本監査法人) 理事就任 新日本監査法人 監事就任 新日本監査法人 退所(監事退任) AGS コンサルティング 代表取締役会長就任 ミネバア㈱、㈱アテランス 他 数十社の顧問に就任
委員	つゆき まさと 露木 正人  〔 公認会計士 税理士 〕	平成元年 平成 4 年 平成 6 年 平成 9 年 平成 11 年 平成 13 年	港監査法人 (現 あずさ監査法人)入所 公認会計士登録 KPMG Hanadi Sudjendro & Rekan 出向 ピー・トマウウィック㈱ (現 KPMG 税理士法人) 入社 露木公認会計士事務所 所長 (現任) 税理士登録
委員	かまがた たけひこ 鎌形 武彦  〔 公認会計士 税理士 〕	平成 6 年  平成 10 年 平成 11 年～13 年  平成 14 年  平成 17 年 平成 19 年	中央ケー・ース・アント・ライブラント 国際税務事務所 (現 税理士法人プライスウォーターハウスクー・ース) 入所 公認会計士登録 ケー・ース・アント・ランブラント・シンガポール事務所 (現 プライスウォーターハウスクー・ース・シンガポール事務所) 勤務 税理士法人中央青山 (現 税理士法人プライスウォーターハウスクー・ース) 勤務 鎌形武彦公認会計・税理士事務所 設立 関・鎌形会計事務所 設立 共同代表 他 ユーシービー・ジャパン㈱及びササビーズ・ジャパン㈱の 監査役並びに社会福祉法人大三島育徳会の監 事に就任